

賃貸借契約書

公益財団法人新潟県下水道公社（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次の条項によりパーソナルコンピュータ及び周辺機器（以下、「機器」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 受注者は発注者に対して、この契約の条項に従って、別紙 1 記載の機器の提供及び保守管理を行い、発注者は受注者に対して賃貸借料を支払うものとする。

（機器の品名、数量等）

第 2 条 機器の品名及び数量等明細については、別紙 1 のとおりとする。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約金額（機器の 1 か月当たりの賃貸借料をいう。）に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、契約者が保険会社との間に公益財団法人新潟県下水道公社を被保険者とする履行保証保険証券を締結した場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

（機器の設置場所及び数量）

第 5 条 受注者が機器を設置する場所及び数量は、仕様書の定めるとおりとする。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、月額金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇円）とする。

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 7 7 第 2 号及び第 7 2 条の 8 3 の規定により算定したもので、賃貸借料の額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

（権利の譲渡等の制限）

第 7 条 受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りではない。

（実地調査）

第 8 条 発注者は、受注者の業務の実施状況について随時調査し、受注者に対して所

要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(機密の保持)

第 9 条 受注者は、業務上若しくはその他の方法により知り得た機密及び情報等を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務の履行に当たり得られたデータ及びそのコピーを当該業務の保守目的以外に使用してはならない。

(善管注意義務)

第 10 条 受注者は、この業務の履行に当たり、当該業務の目的に従い、善良なる実施に努めなければならない。

(損害の負担)

第 11 条 業務の実施について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(賃貸借料の支払)

第 12 条 受注者は、月 1 回、使賃料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の定めにより受注者の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 60 日以内に使賃料を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第 13 条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。ただし、解除する場合は、その1か月前までに相手方に通知するものとする。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと発注者が認めたとき。

(2) 受注者が、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。

2 受注者は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

3 発注者は、契約を解除するまでの業務の履行に相当する使賃料を受注者に支払わなければならない。

(契約の変更又は解除)

第 14 条 契約期間中に発注者の予算の減額又は削除があった場合、もしくはその他発注者又は受注者にやむを得ない事情があった場合は、本契約を変更又は解除するものとする。

2 前条に基づき契約期間途中で契約を解除する際に受注者から申し出があった場合は、発注者及び受注者協議の上算定する違約金、解約金を支払うものとする。

(機器の返還等)

第 15 条 機器の返還に要する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の責めに帰する事由によりこの契約を解除した場合における機器の返還に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約の費用)

第 16 条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者及び受注者協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市東区下山 3 丁目 6 8 0 番地
発注者 公益財団法人新潟県下水道公社
理事長

受注者